

役員候補者選考規程

第一章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本セーリング連盟（以下「連盟」という。）の定款第22条第1項に基づく理事及び監事の選任に関し、その候補者の選考に関する手続きを定めることを目的とする。

第二章 役員候補者の資格等

(役員の定年)

第2条 役員候補者は、就任時に満20歳以上満75歳未満であることを要する。

(役員の任期制限)

第3条 理事候補者の任期制限は、1期2年間で連続して最長5期10年間までとする。但し、理事を退任後、2期以上の期間、理事として在任していない場合には、従前の理事としての任期を通算せず、再任後の任期についてこの任期制限を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、理事会が特に必要と認めた場合は、スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞の適合する範囲内において、理事候補者とすることができる。

(理事候補者の割合)

第4条 連盟は、スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞の要請に基づき、理事の割合を次のとおりとするよう努める。

- (1) 理事のうち、25%以上を外部理事とすること
- (2) 理事のうち、40%以上を女性理事とすること

2 前項の外部理事とは、最初の就任時点で、次の（1）から（3）のいずれにも該当しない者を指す。

- (1) 連盟と下記の緊密な関係がある者
 - ① 過去4年間の間に連盟の役職員又は評議員であった者
 - ② 連盟の加盟団体、特別加盟団体の役員又は幹部職員であった者
 - ③ 連盟の役員又は幹部職員の親族（4親等以内）である者
- (2) セーリング競技における我が国の代表選手として国際競技大会への出場経

験がある又は強化指定を受けたことがあるなど、特に高い競技実績を有している者

(3) 指導するチーム又は個人が全国レベルの大会で入賞するなど、セーリング競技の指導者として特に高い指導実績を有している者

3 連盟は、前項の他にスポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞において外部理事と認められる者がある場合には、それらの者も外部理事として整理することができる。

(役員候補者の区分等)

第5条 役員候補者の区分を、次のとおり定める。

(1) 理事候補者

①連盟は、自薦又は他薦による候補者を募ることとする。自薦及び他薦は役員候補者選考委員会に対し行う。

1) 自薦による候補者については、1名以上の理事、又は1以上の加盟団体若しくは特別加盟団体の推薦を必要とする。

2) 他薦による候補者については、理事、加盟団体又は特別加盟団体が推薦できるが、候補者に承諾を得た上で推薦しなければならない。

3) 各理事、各加盟団体及び各特別加盟団体が1) 又は2) で推薦できる候補者は、1) 又は2) のそれぞれにつき1名に限る。

4) 候補者を推薦することができる加盟団体、特別加盟団体は、前年の1月31日までに団体負担金の未納がなく、かつ団体代表者が当年の会費を納入している団体に限る。また、休眠団体は候補者を推薦することはできない。

②アスリート委員会及びパラセーリング委員会は、役員候補者選考委員会に対し、それぞれ候補者を1名ずつ推薦することができる。

③別表に記載する各加盟団体は、役員候補者選考委員会に対し、別表で区分けする水域ごとに、それぞれ候補者を1名ずつ推薦するよう努めるものとする。

(2) 監事候補者

会長が役員候補者選考委員会に対し候補者を推薦する。

2 理事候補者の自薦は原則として役員を改選する評議員会の12週間前までとし、理事候補者の他薦及び監事候補者の推薦は原則として役員を改選する評議員会の8週間前までとする。

3 連盟は、以下に配慮して役員候補者を選定する。

(1) 外部理事・女性理事の割合確保

(2) 活動水域、活動種別、関係階層、年代間等の多様性確保

- (3) 会長・副会長・専務理事・常務理事・会計担当理事及び各専門委員会グループの統括等を担う人材の確保

第三章 役員候補者選考委員会

(役員候補者選考委員会の設置)

第6条 連盟は、公正かつ適正な役員選考を実施するため、役員候補者選考委員会を設置する。

(委員)

第7条 役員候補者選考委員会は、次の委員8名以上10名以内で構成する。

- (1) 評議員1名以上2名以内 評議員会の決議により選出された評議員
- (2) 監事1名以上2名以内 監事の互選によって選出された監事
- (3) 事務局員1名 原則として事務局長とし、事務局長が理事を兼任している場合は、事務局長が指名する事務局員
- (4) 参与及び顧問1名以上3名以内 会長が常任委員会の承認を得た上で推薦し、評議員会の決議により選出された者
- (5) 外部有識者1名以上2名以内 スポーツ団体のガバナンス等に見識を有する外部有識者として、会長が常任委員会の承認を得た上で推薦し、評議員会の決議により選出された者

2 委員長は、委員の互選により選出する。

(任期)

第8条 連盟は、前条の役員候補者選考委員会を、原則として役員を改選する評議員会の16週間前までに構成しなければならない。

2 役員候補者選考委員の任期は、前項の評議員会の終結の時までとする。

(審議事項)

第9条 役員候補者選考委員会は、連盟の円滑かつ適正な運営に資することを目的として、第5条第1項に基づく推薦を受けた候補者の中から、評議員会に推薦すべき候補者を審議決定する。

2 役員候補者選考委員会は、原則として役員を改選する評議員会の3週間前までに、第5条第1項に基づき推薦を受けた者の中から定款第21条第1項に定める定数を満たす役員候補者を評議員会に推薦する。

3 役員候補者選考委員会は、第1項の審議に当たり、第5条第3項に配慮する。

- 4 役員候補者選考委員会は、第1項の審議に当たり、候補者及び推薦者その他関係者に意見・見解を求めることができる。

(議事)

- 第10条 役員候補者選考委員会は、委員長及び委員により構成し、委員長が議長となる。
- 2 役員候補者選考委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 役員候補者の決定は、原則として全会一致で決定する。但し、全会一致が見られない場合は投票とし、出席した委員の過半数の議決をもってこれを行い、可否同数の場合は議長の決するところによるものとする。
- 4 役員候補者選考委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成する。

第四章 評議員会による決議

(評議員会による決議)

- 第11条 評議員会は、役員候補者選考委員会から推薦を受けた候補者の選任決議につき、1名ずつこれを行う。

第五章 雜則

(改廃)

- 第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和8年1月24日から施行する。

別表

1. 北海道東北水域
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
外洋北海道、外洋津軽、外洋いわき
2. 関東水域
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県
外洋東京湾、外洋三崎、外洋三浦、外洋湘南、外洋東関東
3. 中部水域
静岡県、愛知県、三重県、岐阜県
外洋東海、外洋駿河湾
4. 近畿北陸水域
富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府
外洋近北
5. 関西水域
大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
外洋内海
6. 中国四国水域
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県
外洋西内海
7. 九州沖縄水域
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
外洋玄海、外洋南九州、外洋沖縄